

千葉県放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託に関する質問と回答

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
1	募集要項	1	2 事業の概要 (1)実施場所	区ごとの募集とありますが、どちらも同じ事業者になることもあるのでしょうか。	あります。
2		1	2 事業の概要 (1)実施場所	瑞穂小学校子どもルームについて、「入所児童の振り分けは事業者様に行っていただく予定です」とありますが、市への相談は必要でしょうか。	相談等は不要です。
3		2	2 事業の概要 (2)事業内容	①土曜日については、全ての子どもルームで開設しているのでしょうか。また、集約して開設している場合には、開設している子どもルーム名をお教え下さい。 ②今年度及び前年度の子どもルーム毎の土曜保育利用人数についてもお教え下さい。	①すべての子どもルームについて、土曜日も開設が必要です。ただし、高学年及び学校敷地外の子どもルームにつきましては、利用人数の状況によりマザールームに集約することがあります。詳細につきましては、子どもルームによって異なるため、引継ぎの段階でご案内できればと思います。 ②別表1のとおり
4		7	9 委託期間	委託期間満了後は原状回復で返却となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、新たに原状回復が必要となる修繕等を行う場合は、事前に健全育成課にご相談ください。
5		7	10 業務委託料	①学童保育を運営している中で、施設を修繕する必要がある場合、修繕費の費用負担は事業者がもつのでしょうか、自治体が持つのでしょうか。 ②修繕費の補助金はあるのでしょうか。	①施設(床、壁、天井、設備、固定家具等)に関する修繕は、基本的に市(委託者)で行いますが、備品リストに記載されているような備品等の管理・修繕は、事業者(受託者)のご負担となります。 (仕様書 10 基本的委託業務内容 ④備品・消耗品の調達・管理に関すること) ②補助金はありません。
6	仕様書	2	4 対象児童及び受入枠 (2)子どもルームの受入枠	仕様書の令和3年度受入枠の人数と令和2年度受入枠に差があるのはなぜでしょうか。	令和3年度から5年度の想定される利用児童数を考慮した受入枠となっているため、差が生じています。なお、仕様書にも記載しておりますが、申し込み状況などによって受入れ枠は増減する場合があります。

7	2	5 基本事項 (3)開所時間	延長保育を利用している児童数についてご教示ください。	別表2のとおり
8	2	5 基本事項 (3)開所時間	延長時間は19時までとありますが、19時を過ぎてもお迎えに来ないことはあるのでしょうか。	19時を過ぎてもお迎えに来ない保護者については市(委託者)から注意をし、改善が見られない場合には強制的に退所いただく等の対応を行う場合もございます。
9	3	6 マザールームについて	①マザールームの具体的な運用について、現状の運用などを例にあげてご説明いただけますでしょうか。 ②高学年ルームとマザールームの関係について、ご教示ください。	①日々の利用の有無については、事前に保護者から連絡をいただいています。そのため、利用児童が少なく、マザールームで一体的に保育が可能な日は、マザールームで低学年・高学年合同で保育をしております。(マザールームの利用児童が多く、合同保育ができない場合は、高学年ルームを開所することになります。) ②マザールーム・・・原則、1年生～3年生が対象。 高学年ルーム・・・原則、4年生～6年生が対象。 ※マザールームの役割については、「仕様書 6 「マザールーム」について (2)「マザールーム」の役割について」をご参照ください。
10	3	6 「マザールーム」について (1)「マザールーム」の設定について	①「全ての高学年ルームに対し、基本的に同一校内など最も近い既存の低学年ルームに設定すること」とありますが、作新小学校子どもルーム(高)は作新子どもルーム、幕張東小学校子どもルーム(高)は幕張東小学校子どもルームAまたはB、美浜打瀬小学校子どもルーム(高)は美浜打瀬小学校子どもルーム、真砂東小学校子どもルーム(高)は真砂東小学校子どもルーム、が設定先となりますでしょうか。 ②上記の低学年ルームを使用させていただくことについては、既に学校の承認は得られているのでしょうか。	①、②共にお見込みのとおりです。
11	3	6 マザールームについて (2)「マザールーム」の役割について	高学年の利用が少ない場合は、平日や土曜日に高学年をマザールームにて保育することができるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	3	6 マザールームについて (2)「マザールーム」の役割について	「②高学年ルーム利用者の欠席の連絡等の連絡先としての役割」とありますが、高学年ルームには固定電話の設置がないという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

13	4	9 職員について	職員用敷地外駐車場賃借料と来年度利用の可否についてご教示ください。	学校敷地外で賃借している駐車場はございません。 なお、小学校駐車場を使用しているルームについては、事業者から学校側へ駐車場使用の確認をしていただくことになります。
14	4	9 職員について	60名1単位の場合の支援員配置数についてご教示ください。 (例 60人定員の場合)	支援員2名+補助員1名が最低必要となります。  千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第5項の中の「利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者または補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない」に準じて、40人を超える場合には放課後児童支援員を1名増やすこととしています。
15	4	9 職員について	現在の支援員等の配置数及び加配数についてご教示ください。	別表3のとおり
16	4	9 職員について	①総括する放課後児童支援員とは、ルームごとに1名配置するのでしょうか。各区で1名配置するのでしょうか。 ②統括する放課後児童支援員について、選任条件はありますか。週勤務日数や勤務時間などの取り決めがありましたらお教え下さい。	①各子どもルームに、ルームを総括する放課後児童支援員を配置してください。 ②放課後児童支援員であれば、選任の条件はありません。
17	4	9 職員について	放課後児童支援員等に年1回受けさせる健康診断は、常勤・非常勤問わず全員が対象となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	4	9 職員について	子どもルームに勤務する職員が使用する駐車場については、作新は無し・幕張東は3～4台・瑞穂は3台・海浜打瀬は無し・美浜打瀬は2～3台、真砂東は2台・真砂東地区はコミセン内に2台設定されているということですが、使用する際に費用がかかる場合は、その金額をお教えください。	No.13をご参照ください。

19	4	9 職員について	<p>①現状、勤務職員で車通勤をしている方は何名いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>②事前のご説明会において、現状は駐車場がない、あるいは教台のみと伺った先でも今後の交渉により駐車が可能、あるいは増車となる可能性があるか、ご教示ください。</p>	<p>①別表4のとおり</p> <p>②小学校駐車場を利用している子どもルームについては、事業者から学校側へ駐車場使用の確認をしていただくことになりますので、駐車が可能又は増車となる可能性もございますが、学校の状況によって異なります。</p>
20	4	9 職員について	<p>①責任者は、単位ごとに配置する必要がありますでしょうか。</p> <p>②高学年ルームと低学年ルーム(幕張東はAとB)でそれぞれ配置する必要がありますでしょうか。</p>	<p>①No.16をご参照ください。</p> <p>②No.16のとおり、各子どもルームに責任者を配置する必要があるため、高学年ルーム・Aルーム・Bルームそれぞれに配置する必要があります。</p>
21	4	9 職員について	子どもルーム毎の令和2年度の配置人数の総数とその内訳(常勤と非常勤数)をご教示ください。	別表3のとおり
22	4	9 職員について	現在の日々の職員の配置数についてそれぞれ(各子どもルームと、学校休業日、学校運営日)をご教示ください。	別表3のとおり
23	4	9 職員について	<p>①特別な配慮が必要な児童について、加配が必要かの判断は、受託事業者の方で判断するのか、市がされるのか、どちらが行うのでしょうか。</p> <p>②特別な配慮が必要な児童が何人になっても、受託金内で加配の人件費を賄うことになるのでしょうか。</p>	<p>①市から事業者へ面談の依頼をし、加配の判断については事業者で行うものになります。</p> <p>②お見込みのとおりです。</p>
24	4	9 職員について	現在の配置人数状況、勤務時間をご教示ください。	別表3のとおり

25	4	9 職員について	申請時点で支援員の責任者を決める必要はありますでしょうか。	プロポーザルの申し込み時点では必要ありません。
26	4	9 職員について	現在雇用されている職員の待遇(賃金・交通費・社会保険等の加入有無・一時金の有無)を子どもルーム毎に開示できる範囲でご教示ください。その際に、可能であれば勤続年数についてもご教示ください。	職員の待遇については、各事業者と職員との間での契約となるため、市からの回答は致しかねます。 なお、各事業者には労働基準法に則り適切な雇用をお願いしております。
27	4	10 基本的委託業務内容について ③保護者との連絡・調整に関すること	保護者との連絡・調整については、現在どのような方法で行われているでしょうか。	主に連絡帳、手紙、連絡メール等を用いております。
28	4	10 基本的委託業務内容について ④備品・消耗品の調達・管理に関すること	備品・消耗品の調達については、金額問わず全て受託者負担となりますでしょうか。	備品リストに記載されているような備品等の管理・修繕・調達は、事業者(受託者)のご負担となりますが、備品リストに記載が無いもので高額となるものを新たに調達される場合は、事前に健全育成課にご相談ください。 ※幕張小学校子どもルームBについては施設自体が今年度中に建設されるため、備品の引継ぎがありません。リストを参考に必要な備品の調達は事業者にて行っていただきますので、運営経費としてお考えください。
29	5	10 基本的委託業務内容について ④備品・消耗品の調達・管理に関すること	現在利用している図書の種類についてご教示ください。	童話や図鑑、マンガ等になります。 基本的には現在利用している図書を引き継ぎ致しますが、不足する場合は事業者(受託者)にてご用意ください。
30	5	10 基本的委託業務内容について ④備品・消耗品の調達・管理に関すること	現在利用している玩具の種類についてご教示ください。	主にボードゲーム・ブロック・ままごと道具・ボール等になります。 基本的には現在利用している玩具を引き継ぎ致しますが、不足する場合は事業者(受託者)にてご用意ください。

31	5	10 基本的委託業務内容について ④備品・消耗品の調達・管理に関すること	今ある備品を事業者で買い替える際はどのようにすればよいでしょうか。	基本的に、買い替えにあたり事前申請や事後報告は求めておりませんが、備品リストに記載が無いもので高額となるものを新たに導入される場合は、事前に健全育成課にご相談ください。
32	4	10 基本的委託業務内容について ⑤おやつ提供・管理に関すること	保護者からおやつ代として月額2,000円を徴収されていると思いますが、おやつ代の集金額については利用頻度に関わらず、月額一律の金額となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、おやつ代の徴収につきましては、事業者(受託者)で行っていただくことになります。(仕様書 11 業務別委託業務内容について (2)事業の運営及び施設管理に関する業務 ③おやつ提供・管理)
33	4	10 基本的委託業務内容について ⑤おやつ提供・管理に関すること	①説明会の時におやつは委託業者の手作りのものを提供しても構わないとお話を受けましたが、作る場所は、子どもルーム内の事務所で調理をしてもよろしいのでしょうか。 ②小学校内に子どもルームがある場合は、調理はできないと考えてよろしいのでしょうか。	①問題ございませんが、適切な衛生管理を行ってください。提供頻度等によっては食品衛生法に従う必要がありますのでご注意ください。 ②高学年ルーム以外には、台所設備があるため調理ができます。
34	4	10 基本的委託業務内容について ⑤おやつ提供・管理に関すること	おやつは手作りでも良いのでしょうか。	現在の運営事業者は衛生管理等の観点から手作りおやつ提供は行っておりません。 月々2,000円のおやつ代で提供できる範囲であれば構いませんが、提供頻度等によっては食品衛生法により保健所への届け出が必要となるとともに施設や人員についての制限が発生する場合がありますので、必要に応じて保健所等へご相談ください。 (No.33をご参照ください。)
35	4	10 基本的委託業務内容について ⑦傷害・賠償保険への加入に関する こと	傷害・賠償保険の加入について、補償内容に指定がある場合はご教示ください。	指定はありませんが、現在社会福祉評議会が加入している損害賠償保険は以下のとおりです。 ・加入金額 794円×児童数(損害補償50円、障害補償744円) ・賠償額 対人賠償 1事故5億円 対物賠償 1事故1,000万円
36	4	10 基本的委託業務内容について ⑦傷害・賠償保険への加入に関する こと	①賠償責任保険の保険内容をご教示ください。 ②昨年度実績をご教示ください。	①No.35をご参照ください。 ②以下のとおりになります。 ・作新:54,040円 ・幕張東:108,080円 ・瑞穂小:49,600円 ・海浜打瀬小:77,200円 ・美浜打瀬小:62,400円 ・真砂東小:77,200円 ・真砂東地区:30,880円

37	4	10 基本的委託業務内容について ⑧災害時等緊急対応に関すること	災害時に備えて、非常食は最低何日分確保する必要がありますでしょうか。	原則、各小学校が避難場所となります。災害時は避難場所に避難してください。
38	4	10 基本的委託業務内容について ⑧災害時等緊急対応に関すること	災害時の備蓄品について、別で用意が必要でしょうか。	災害時には学校が避難場所となるため具体的には定めておりませんが、校外ルームに関しては簡素な備品(懐中電灯やラジオ、水など)がございますので、それらの維持、消費期限等による更新は事業者で行ってください。
39	5	11 業務別委託業務内容について ⑩学校との連絡・調整に関すること	①学校との協議で学校の施設を借りる場合、利用料金は発生するのでしょうか。 ②学校の施設を借りる場合、市への報告は必要でしょうか。	①利用料金は発生しません。 ②市への報告は求めておりませんが、使用に伴い事故や破損等が生じた場合は報告願います。
40	4	10 基本的委託業務内容について ⑬ルーム施設の日常的な管理及び軽易な修繕に関すること	警備会社名についてご教示ください。	別表5のとおり
41	4	10 基本的委託業務内容について ⑬ルーム施設の日常的な管理及び軽易な修繕に関すること	①日常的な管理の中に、事業者で行う法定点検はありますでしょうか。ある場合は、内容についてご教示ください。 ②軽易な修繕について、子どもルーム毎の前年度・前々年度の費用実績及び今後の見込額についてご教示ください。併せて、修繕内容も含めてご教示ください。	①消防設備の点検および消防への届出は市(委託者)にて行いますが、避難訓練及び消防への届出は、受託者にて実施してください。その他の法定点検はありません。 ②別表6のとおり
42	4	10 基本的委託業務内容について ⑬ルーム施設の日常的な管理及び軽易な修繕に関すること	①植栽管理や軽微な施設修繕の外部委託は発生しますでしょうか。 ②発生する場合は、子どもルーム毎の前年度・前々年度の費用実績及び見込額をご教示ください。	①植栽管理や軽微な施設修繕は、事業者(受託者)のご負担となります。 ②別表6のとおり

43	4	10 基本的委託業務内容について ⑬ルーム施設の日常的な管理及び 軽易な修繕に関すること	①機械警備は実施されておりますでしょうか。 ②費用は事業者負担となりますでしょうか。事業者負担であれば、子どもルーム毎の前年度の費用実績をご教示ください。	①別表5のとおり ②機械警備の費用は市の負担となります。
44	4	10 基本的委託業務内容について ⑬ルーム施設の日常的な管理及び 軽易な修繕に関すること	機械警備の契約は事業者が行うのでしょうか。	市が契約します。 (No.40をご参照ください。)
45	5	11 業務別委託業務内容について (2)事業の運営及び施設管理に関する業務 ①児童出欠席簿や指導日誌の作成	児童の入退室をメールで保護者へ知らせることができる機能などを備えた入退室管理システムの導入については、例えばメールではなくてもスマートフォンのアプリケーションの通知などで入退室が分かる機能が付属していればよろしいでしょうか。	入退室管理システム自体にメール機能がなくとも、保護者に対して子どもの入退室の状況が電子的に通知される仕組みであれば問題ありません。ただし緊急時等、保護者との連絡体制のためメール連絡等には別途対応する必要があります。
46	5	11 業務別委託業務内容について (2)事業の運営及び施設管理に関する業務 ①児童出欠席簿や指導日誌の作成	①入退室システムを導入するにあたり、各子どもルームではインターネット環境は整備されていますでしょうか。 ②インターネットを使用するにあたり、受託者負担としてWi-Fiルーターなど準備するものはありますか。	①現在運用としてポケットWi-Fi等を用いているため、施設としてインターネット環境は整備されていません。 ②インターネットを使用するにあたり必要となるWi-Fiルーターなどは、事業者(受託者)のご負担にて準備いただく必要があります。
47	5	11 業務別委託業務内容について (2)事業の運営及び施設管理に関する業務 ①児童出欠席簿や指導日誌の作成	入退室管理システムに業者の指定はありますか。	業者の指定はありません。
48	5	11 業務別委託業務内容について (1)児童の健全な保育に関する業務 ③無料プログラムの提供	①各子どもルームで現在実施されている無料プログラムの内容をご教示ください。 ②平均参加人数についてご教示ください。	①クリスマス会、ハロウィンパーティーなどの季節のイベントや、公園等への遠足、誕生日会等を実施しています。 ②児童の8割ほどが参加しているものになります。



49	6	11 業務別委託業務内容について (3)利用者対応に関する業務 ③障害のある児童等	障害のある児童数及び、現在送迎の必要がある児童数についてご教示ください。	別表7のとおり
50	6	11 業務別委託業務内容について (3)利用者対応に関する業務 ③障害のある児童等	①障害のある児童等の小学校からルームまでの送迎は、移動手段や人員配置については現状どのように実施されていますでしょうか。 ②移動手段にタクシーを使用されている実績がございましたら、ルーム毎の前年度・前々年度の費用実績をご教示ください。	①送迎が必要な場合は、学校までルーム職員が迎えに行く、もしくは学校と協力して担任がルームまで引率する等で対応しております。 ②タクシーの利用は現在ありません。
51	6	11 業務別委託業務内容について (3)利用者対応に関する業務 ③障害のある児童等	障がいのある児童については、ルームまで送迎を児童支援員等が行うとありますが(仕様書P6)、他の人材を確保した場合の費用は、別途市から上乗せ運営費があるのでしょうか。	上乗せの運営費はありません。
52	7	12 費用負担 ②事業系一般廃棄物について	ごみ集積場所並びに該当小学校の一般廃棄物ごみ収集排出委託先についてご教示ください。	別表8のとおり 瑞徳小のみ夏季休業中は学校でのごみ収集がないため、健全育成課にて飯田環境クリーン株式会社に委託し、子どもルームにて収集しております。
53	7	12 費用負担 ②事業系一般廃棄物の処理費用について	事業系一般廃棄物の処理について、ルーム毎の前年度・前々年度の費用実績をご教示ください。	別表8のとおり
54	7	12 費用負担 ②光熱水費の費用負担について	各子どもルームごとの電気料・水道料・ガス代の料金実績(過去1年若しくは過去3年間)をご教示ください。	別表9のとおり(説明会でお配りした資料と同じ内容です。)

55		7	12 費用負担 ②光熱水費の費用負担について	説明会でいただいた光熱水費の支払い状況(実績)について、掲載されていない子どもルーム及び新設の子どもルームについては、事業者負担となりますでしょうか。事業者負担となる場合、子どもルーム毎の見込額をご教示ください。	ガス・水道・下水道の料金について掲載がない子どもルームは、事業者負担はありません。 なお、作新小学校(高)ルーム、美浜打瀬小学校(高)ルーム、真砂東小学校(高)ルームは、令和3年度より新設となります。学校校舎内に設置されるため光熱水費の事業者負担はありません。 また、幕張東小学校子どもルームBも令和3年度より新設となります。Aルームの隣に増設されるため、Aルーム実績と同額を見込額とお考え下さい。
56		別紙	高学年ルームにおけるおやつ提供について	①おやつ後の清掃については、消毒等の実施も含まれるでしょうか。 ②高学年ルームで提供するおやつについては、放課後児童支援員等がマザールームから運搬し、余剰のおやつはマザールームで保管する形でよろしいでしょうか。	①、②共にお見込みのとおりです。
57	様式第5号		提案書	①各項目の枚数制限を合計すると提案書はA4片面13ページ以内となりますが、この認識でよろしいでしょうか。 ②様式第5号には、「6受託に関する経費(見積書)」という項目がありますが、見積書は8枚に含まれるのでしょうか。含まれない場合は、(1)人件費・運営費の項目には「別紙参照」という記載でもよろしいでしょうか。	①提案書は全項目合計して、最大8ページでご提出をお願いします。(募集要項6ページをご参照ください。) ②受託に関する経費については、様式第6号見積書にてご提出いただくものになりますので、提案書のページ数には含みません。
58			提案書	項目の名称や順を同一にすれば任意様式でも問題ないでしょうか。	任意様式でも構いません。 なお、団体名や施設名、ロゴマーク等申請者が特定できる情報を掲載した場合、失格となる場合がございますのでご注意ください。
59	様式第6号		見積書	小項目については任意の項目で記載してよろしいでしょうか。指定がある場合はご教示ください。	任意で構いません。
60	その他			瑞穂小学校子どもルームならびに高学年ルームの利活用図(平面図)をご教示ください。	別添 平面図をご参照ください。

61		支援員等の更衣室・休憩室の配備状況についてご教示ください。	校舎外単独子どもルームについては、静養室を利用させていただいております。また、高学年ルームには更衣室・休憩室がないため、マザールームの静養室を更衣室として使用していただくこととなります。瑞穂小学校子どもルームについては校舎内施設のみとなるため、更衣室・休憩室はありません。ただし、今年の学校の夏季休業期間中は隣接する教室を一時的にお借りしていました。
62		「子どもルーム新規開所必要備品(参考)」に記載のある資材について、不具合箇所の有無をご教示ください。	直ちに交換が必要となるような不具合箇所のある備品はありません。
63		今回運營業務委託対象の子どもルームが3年以内にアフタースクールになる計画などはございますでしょうか。	ありません。
64		①花見川区、美浜区の今回対象施設(新設を除く)の現事業者名をご教示ください。 ②社会福祉協議会様運営以外の子どもルームの場合、事業者交代のためなのか、契約期間の終了に伴うものなのか、ご教示ください。	①別表10のとおり ②契約期間の満了に伴うものです。
65		千葉県におかれましては、子どもルームと同様な内容を持ったアフタースクールという事業を行っているとお聞きしております。 子どもルームと担当課が違っているようですが、今回の募集の区内においても、アフタースクールが設置してある小学校があるようです。 設置の基準と子どもルームとアフタースクールの運用主旨の大きな違いは何かをご教示ください。	子どもルームは就労等により昼間家庭に保護者のいない小学生に遊び及び生活の場を提供します。アフタースクール(一体型)は希望する児童に「安心・安全に過ごせる場所」・「学びのきっかけ」を提供します。
66		真砂東地区に隣接しているスペースは、外遊び等に使用することは可能でしょうか。	外遊び等に使用することは可能です。 また、真砂東地区では道路を挟んで隣接する公園及び学校のグラウンドも外遊び等に使用しております。

67			前回の業務委託に含まれていた朝日ヶ丘小学校、真砂第五小学校が今回含まれないのはなぜでしょうか。	生涯学習振興課が行っている「アフタースクール」へ移行をするためです。
68			保護者から預かる利用料金は、どのような方法で徴収するのでしょうか。銀行引落の場合、子どもルーム毎に受託業者が口座の開設が必要なのでしょうか。	利用料金については市で徴収するため、事業者(受託者)が別途口座等をご用意いただく必要はありません。
69			アフタースクールのように、有料プログラムを提供することは可能でしょうか。もし前例がない場合は、受託後の提案として展開することは可能でしょうか。	子どもルームについては、有料のプログラムを実施することはできません。無料プログラムのみでお願いします。 (仕様書 11 業務別委託業務内容について (1) 児童の健全な保育に関する業務 ③無料プログラムの提供)
70			保護者主催の行事・イベント等の有無についてご教示ください。	特に開催はありません。
71			現在使用している事務用品(筆記具等)の引継ぎの可否についてご教示ください。	事務用品(筆記具等)は、引継ぎいたします。
72			光通信ケーブル敷設の可否についてご教示ください。	単独施設(校舎外)への光通信ケーブル敷設は可能です。(事業者(受託者)のご負担となります。) 校舎内の光通信ケーブル敷設の可否につきましては、教育委員会との協議が必要となるため、契約後に再度ご相談願います。

73			現在のインターネット環境についてご教示ください。	No.46をご参照ください。
74			①子どもルームの設置されている電話は固定電話のみでしょうか。 ②別途携帯電話等を用意してもよいでしょうか。	①お見込みのとおりになります。No.12もご参照ください。 ②別途ご用意いただいても構いません。
75			今年度勤務している職員の方の中に、引続き同施設での継続勤務を希望される方がいらっしゃる場合、当社への雇用切り替え(移籍)の協議をさせて頂くことは可能でしょうか。	現在の運営事業者が雇用する職員となりますので、市では雇用の切り替え(移籍)等の協議の対応は行っていません。事業の実施に当たっては各事業者において新たに職員を確保することが原則となります。同施設での継続勤務の希望はあくまで個人の判断となります。